

議員発案第2号

由利本荘市議会会議規則の一部改正について

由利本荘市議会会議規則（平成17年由利本荘市議会規則第1号）の一部を改正する規則（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月9日提出

由利本荘市議会議長 三浦秀雄様

提出者 由利本荘市議会議員 伊藤順男

賛成者 同 上 渡部 功

同 上 今野英元

同 上 佐々木 隆一

提案理由

本会議や委員会への欠席事由を明文化するほか、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しをするため、規則の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

由利本荘市議会会議規則の一部を改正する規則

由利本荘市議会会議規則（平成17年由利本荘市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改める。

第2条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改める。

第91条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改める。

第139条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。